

副本

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 秋山博 外19名
被告 群馬県知事 外1名

副本直送

準備書面(2)

平成17年4月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



同復代理人弁護士

堀内 徹也



被告群馬県知事指定代理人

関 隆之



同

岩崎 弘



同

大沢 信一



同

村上 行正



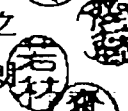
同

奥野 幸二



同

齊藤 一之



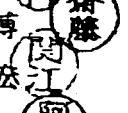
同

若林 正朗



同

齋藤 博



同

関江 康宏



同

阿部 真理子



同

都木 文隆



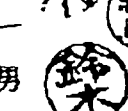
同

荒井 唯



同

縫島 良一



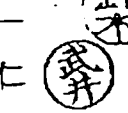
同

鈴木 和男



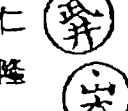
被告群馬県企業管理者指定代理人

鈴木 健一



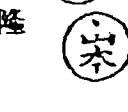
同

武井 公仁



同

山本 隆



答弁書の「第2 請求の原因に対する答弁」について、以下のとおり補充する。

第2 請求の原因に対する答弁

1 1の(1)、(2)及び(3)について

認める。

2 2の(1)について

以下の留保を付して認める。

「利根川治水計画(利根川改修設計計画)」は「利根川改修改訂計画」が、「5月」は「4月」が正しい。

また、「1947(昭和22)年9月14日のカスリン台風により、利根川が氾濫」とあるのは「カスリン台風の接近により関東地方では昭和22年(1947年)9月13日から15日にかけて雨が降り、16日未明、利根川本川右岸埼玉県東村(現:大利根町)新川通地先で堤防が破堤し、氾濫は埼玉県下のみならず、東京都葛飾区・江戸川区まで達した」とするのが、「上流ダム群によって3000m³/秒の水量を調節することにより烏川と利根川本流の合流点から栗橋までの間の計画高水流量を1万4000m³/秒とする方針が打ち出された」とあるのは「利根川の本川又は利根川に合流する支川に堰堤を築造する等により洪水調節をし、烏川合流後における最大流量を毎秒3,000立方メートルだけ減少させ、烏川合流点より渡良瀬川合流点を経て江戸川分派点までの最大流量を毎秒14,000立方メートルとすることとされた」とするのが正確である。なお、計画高水流量とは、基本高水のピーク流量(被告らの準備書面(1)の2(1)ア<3頁>参照)からダム等の洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量をいう。

なお、昭和27年(1952年)4月(5月ではない。)に建設省(現国土交通省)は、ダムの候補地の一つとして、利根川の支流吾妻川川原湯付近を選定し、予備調査を開始したとあるが、川原湯は吾妻郡長野原町にある地名であり、予備調査が行われたのは現在の吾妻郡吾妻町付近である。

3 2の(2)について

以下の留保を付して認める。

「草津温泉、万座温泉、白根火山、硫黄鉱山採掘跡地から流出する水」とあるのは「主に草津白根山の火山活動に起因する強酸性の温泉水及び硫黄抗廃水や鉱滓堆積場からの廃水」とするのが、「これがダムの堤体等を損傷することが判明したため、計画は一時中断した」とあるのは「吾妻川の強酸性水はコンクリートを浸蝕するため、ダム建設には問題があると判断され、水質改善の見通しが得られるまで予備調査は一時中断した」とするのが、「上流に水の強酸性を中和する工場が建設され、これが1964（昭和39）年に稼働するに至って」とあるのは「昭和38年（1963年）11月、吾妻川に合流する白砂川の支川湯川に草津中和工場が完成し、さらに、昭和40年（1965年）12月、酸性河川に投入された石灰乳液により生じる中和生成物を生成・沈殿するための品木ダムが完成したことに伴い、中和事業が本格稼働するに至って」とするのが正確である。

4 2の(3)について

おおむね認める。

なお、反対期成同盟が結成されたのは昭和40年（1965年）11月29日であり、群馬県知事がダム推進を表明したのは、昭和60年（1985年）に生活再建案の合意を得た後である。

5 2の(4)について

認める。

ただし、「1992（平成4）年から1999（平成11）年にかけて用地補償の基礎となる調査が行なわれ」は、「平成4年（1992年）9月に長野原町内で用地補償調査を開始し、平成11年（1999年）6月には八ッ場ダム水没関係五地区連合補償交渉委員会が設置され」が正しい。

6 2の(5)について

昭和61年に告示された「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」(昭和61年建設省告示1284号。乙11号証)において、建設に要する費用の概算額が約2110億円、完成予定時期が昭和75年度とされていたこと、その後、平成16年9月28日に告示された第2回計画変更(国土交通省告示第1164号。乙13号証)において、建設に要する費用の総額が約4600億円に変更され(完成予定時期が平成22年度に変更されたのは、平成13年9月27日告示の第1回計画変更のときである。)たことは認め、その余は否認ないし争う。

昭和61年の当初計画の完成予定時期が変更されたのは、平成15年(2003年)11月に発表された変更案ではなく、平成13年9月27日に告示された第1回計画変更(平成13年国土交通省告示第1475号。乙12号証)においてであり、この計画変更における完成予定時期は平成22年度とされた。

また、上記の平成16年の第2回計画変更において、事業の目的に「吾妻川における流水の正常な機能の維持」が追加されたことやダム使用权の設定予定者の参画量に変更されて利水者の負担割合が見直されたことから、それらの負担額は事業費に比例して増額されてはいない。

さらに、上記の第2回計画変更に当たって、平成15年11月11日付けで、国土交通大臣から意見を求められた群馬県知事は、本県にとってハッ場ダムが治水及び利水上必要な施設であること、首都圏における治水及び利水の必要性から国家的な政策として進められている事業であること、また、国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会の審議結果(継続)や下流都県の同意状況をも総合的に検討した結果、特定多目的ダム法4条4項の規定に基づき、ハッ場ダム建設現場である地元の生活再建対策に万全を期すこと等の意見を付して、当該基本計画の変更について同意する旨の意見を述べる旨の議案を県議会に提出し、同議会が平成16年6月11日に原案どおり可決したのを受け、同知事は、同年6月18日付けで国土交通大臣に対し、「意見を付して同意」する旨の回答をしている(乙35号証の1、2)。したがって、「本質的な議論を回避したまま、漫然と変更計画に同意を与えた」ものではない。

7 2の(6)について

争う。

ハッ場ダムは、本県にとって治水上、利水上必要な施設であり、ハッ場ダムの建設について、河川法、特定多目的ダム法及び水源地域対策特別措置法等に基づき、あらかじめ定められた手続により治水負担金及び利水負担金等を支出することは、何ら地方財政法に違反するものではない。

8 3の(1)について

(1) アについて

認める。

ただし、「131m」は「131.0m」が、「総貯水容量」は「総貯留量」が、「有効貯水容量」は「有効貯留量」が、「集水面積」は「流域面積」が正確である。

(2) イについて

認める。

ただし、①の「沿線」は「沿川」が、②の「流量」は「流水」が、③の「北千葉広域水道事業団」は「北千葉広域水道企業団」が、「印旛郡広域市町村圏事務組合」は「印旛郡市広域市町村圏事務組合」が、「1日約184万8000m³/秒」は「1日最大184万8000立方メートル」が、④の「1日約7万0848m³/秒」は「1日最大7万800立方メートル」が正しい。

(3) ウについて

(前段)

認める。

ただし、「建設事業費」は「建設に要する費用の概算額」が、「約1520億円」は「約1517億円」が正しい。

(後段)

水源地域対策特別措置法に基づく事業に要する費用の概算額として約997億円が見込まれることは認めるが、その余は否認する。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に係る事業に要する費用の総額については、関係都県において協議中である。したがって、群馬県ほか関係地方公共団体が負担する額や起債の額については確定していない。

(4) エについて

認める。

ただし、開発される「水利権は毎秒22.200m³」とあるのは「水利権水量は最大で毎秒22.209立方メートル」が、群馬県の水道用水のための「毎秒2.25m³(1日約19.4万m³)」とあるのは「毎秒2.00立方メートル(1日最大17万2800立方メートル)」が、工業用水のための「(1日約3万m³)」とあるのは「(1日最大3万200立方メートル)」が正しい。

(5) オについて

認める。

ただし、「洪水調節量」は「洪水調節容量」が、「総貯水量」は「総貯留量」が、「有効貯水量」は「有効貯留量」が正確であり、また、「洪水期(6月～9月)の水道用水等貯留量」とあるのは「洪水期利水容量(洪水期7月1日から10月5日)」とするのが正しい。

(6) カについて

おおむね認める。

ただし、昭和55年12月に改定された利根川水系工事実施基本計画(乙3号証)は、昭和24年に決定された利根川改修改訂計画をもとに昭和40年に策定された利根川水系工事実施基本計画(乙2号証)を改定したものであり、従前の計画は、昭和24年のものではなく、昭和40年に策定の利根川水系工事実施基

本計画である。

なお、「基本高水流量」は「基本高水のピーク流量」が正しく、また、「ダムによって調整すべき量」は「上流のダム群で調節する量」が正確である。

(7) キについて

認める。

9 3の(2)について

(1) アについて

認める。

(2) イについて

以下の範囲で認める。

平成16年9月28日に告示された第2回計画変更に係る「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」(乙13号証)において、建設に要する費用の概算額が約4600億円とされているが、このうち、ダム使用権設定予定者としての群馬県は、国庫補助金を除き約59億円(国庫補助金を含め約110億円)を利水者負担金として負担することが予定されている。そして、当該負担金は、群馬県企業管理者の所管する特別会計である水道事業会計及び工業用水道事業会計から、国の治水特別会計へ支出される。

上記負担予定の利水者負担金約59億円のうち、平成16年9月9日までに支出した額は約43億3300万円(国庫補助金を含め83億6696万9000円)であり、そのうち、平成15年9月10日から平成16年9月9日の1年間に水道事業会計及び工業用水道事業会計から支出した額は、約4億4700万円(国庫補助金を含め8億6216万1000円)である。なお、この額のうち約2億6100万円は、群馬県知事の所管する一般会計から水道事業会計に繰り入れられた出資金が原資となっている。

(3) ウについて

法律の規定として認める。

なお、特定多目的ダム法12条は、既に納付した負担金が還付されることを規定しているが、同法施行令14条の2により、ダム使用权の設定予定者の事業からの撤退により、事業が縮小され又は基本計画が廃止された場合には、納付済みの負担金の全額又は一部は還付されない。

10 3の(3)について

(1) アについて

認める。

(2) イについて

以下の範囲で認める。

群馬県の負担する治水負担金は確定していないが、平成15年度までに群馬県が支出した額と平成16年度以降支出が見込まれる額とを合計した額は約101億円である。当該負担金は、群馬県知事の所管する一般会計から国の治水特別会計へ支出される。

上記負担予定の治水負担金約101億円のうち、平成16年9月9日までに支出した額は27億799万6680円であり、そのうち平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間の負担分は3億1624万7000円になるが、過去の過払金と相殺しているため、実際に当該1年間に一般会計から支出した額は139万8000円である。

11 3の(4)について

「利水・治水関係負担金」は「利水関係負担金」が正しい。

(1) アについて

認める。

(2) イについて

認める。

ただし、「対象ダム」は「指定ダム」が正しい。

(3) ウについて

平成8年2月22日付けで締結された「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」(乙36号証)に基づき、群馬県の負担が予定されている負担金の総額が約40億円であることは認めるが、その余は否認する。

総額約40億円の内訳の(利水分11億円、治水分29億円)は、(利水分約40億円)とするのが正しく、また、この約40億円については、関係都県の平成8年2月22日付け「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」(乙37号証)と同日付けの群馬県知事と群馬県内の利水者である群馬県企業管理者及び群馬県藤岡市長との間の「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書等に伴う覚書」(乙38号証)により、群馬県の負担額は全額群馬県企業局(企業管理者)の所管する特別会計(水道事業会計及び工業用水道事業会計)と藤岡市が負担することとなっている。

したがって、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に群馬県知事の所管する一般会計から支出した負担金はない。なお、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に群馬県企業局(企業管理者)及び藤岡市が支出した負担金(すべて利水分)は1億1140万8000円であるが、うち群馬県企業局(企業管理者)が特別会計から支出した負担金は、1億26万7200円である。

12 3の(5)について

「利水・治水関係負担金」は「利水関係負担金」が正しい。

(1) アについて

認める。

ただし、「基本基金10億円」は「基本基金10億6万4000円」が、「1都5県」は「1都5県及び国」が正しい。

(2) イについて

認める。

(3) ウについて

否認する。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に係る事業に要する費用の総額については関係都県において協議中であり、群馬県ほか関係地方公共団体が負担する額については確定していない。

なお、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に支出した額は、1543万3672円(すべて利水分)であるが、平成2年8月1日付けで群馬県等関係各都県と財団法人利根川・荒川水源地域対策基金との間で締結した「利根川水系ハツ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」(乙39号証)により、群馬県は負担金の6.81パーセントを負担することとされているが、同年8月18日付けの群馬県知事と群馬県企業管理者との間で締結された協定書(乙40号証)、同年9月20日付けで群馬県知事と藤岡市長との間で締結された協定書(乙41号証)により、群馬県企業局(企業管理者)がその90パーセントに当たる1389万305円をその特別会計(水道事業会計及び工業用水道事業会計)から負担し、藤岡市がその10パーセントに当たる154万3367円を負担しており、群馬県知事の所管する一般会計からの実質的な負担はない。

13. 3の(6)について

争う。

なお、ダム使用权の設定予定者たる地位が「財産」に該当しないことは、既に

答弁書で主張したとおりである。

14 4の(1)(アないしエ)について

エの本件の各負担金の支出につき地方財政法4条の規制を受けるとの主張を争い、その余は認める。

なお、イで引用する地方自治法「第138条の1」は「138条の2」が、同条の引用部分のうち「その他の規定」は「その他の規程」が正しい。

15 4の(2)について

(1) アについて

認める。

(2) イについて

争う。

なお、本件のダム使用权設定の申請は、ダム使用权設定という処分を受ける権限を有する地方公共団体(群馬県)の長である群馬県知事が、群馬県を代表して行っている。

(3) ウについて

争う。

16 4の(3)について

(1) アについて

認める。

(2) イ及びウについて

否認ないし争う。答弁書の本案前の答弁の理由(第2の1、2頁以下)のとおりである。

17 5の(1)について

(1) アの①ないし⑥について

認否の限りではない。

原告らは、1990年代以降の首都圏の人口は漸増傾向にもかかわらず、水需要は減少しており、首都圏の人口が平成27年(2015年)ころをピークに減少傾向になるのであるから水需要も近い将来確実に減少傾向となると主張する。また、原告らは、八ッ場ダム建設が完成するのは平成32年(2020年)以降であり、その頃には首都圏の水需要は減少の一途をたどり、八ッ場ダムの不要性は明白であると主張する。

しかし、当該ダムの完成予定時期は平成22年度(2010年度)である上、首都圏の水需要が減少の一途をたどり、そのことにより当該ダムの不要性が明白であると主張するが、その根拠を明示しておらず不明である。

また、東京都、茨城県、千葉県及び栃木県は余剰水源を有しており、新たな水源(ダム)開発に参加する必要性はないと原告らは主張するが、各都県はそれぞれ都民、県民に対し責任を負う立場から、その判断を前提に新たな水源(ダム)開発に参画しているのであり、群馬県がとやかく論評し得る立場にはなく、また、他都県の水源地(ダム)開発に参画する必要性の有無について知り得る立場にもない。

(2) イの①ないし③について

主張の趣旨を争う。

群馬県内の市町村等の水道事業者(水道法3条5項の水道事業者(簡易水道事業者を除く。))。平成17年3月末現在40)全体の上水道の給水実績のピークは「1970年代後半」ではなく「1990年代後半」であり、その一人当たり給水量は1990年代後半をピークに漸減傾向にはあるが、個々の水道事業者で見ただけでは漸増傾向又は横ばいの状況の市町村も見られる(乙42号証)。

原告らは、本県の保有水源(水利権)は既に99万立方メートル/日存在して

おり、これに水道用地下水50万立方メートル/日を加えると、約150万立方メートル/日になり、約30万立方メートル/日も過剰となっているから、本県が八ッ場ダム建設についての負担金を負担する利水上の必要性はない旨主張しているが、その根拠は不明である。

原告らの主張は、群馬県の保有水源と給水量を単純に比較して、水余りだから八ッ場ダムによる水源手当の必要性はないというものであるが、県内40の市町村等の水道事業者が保有する水源については、それぞれの水道事業者が地域の特性を踏まえ、人口や産業経済の動向を見据え、渇水時等の危機管理のための水源の分散化、取水・浄水施設等の効率的な施設整備等を総合的に判断し、長期的視点に立って確保しているものであり、それぞれの住民生活に支障を来さないよう安定的な供給を可能とするため、余裕を持って確保しているのである。また、工業用水道の場合には、工業用水を受水している事業所等は、事業計画に必要な水量を確保するため群馬県企業局と契約を締結しており、このため群馬県企業局はこの契約水量に相当する水源を確保していつでも契約水量を供給することができるようにする義務があることから、原告らの主張するように単に現在の給水実績をもって水需要を論ずるのは適切ではない。また、水は上流から下流に流れるものであり、水の移送には多大なコストがかかるといった水の需給の地域的ミスマッチがあること、地下水の過剰採取による地盤沈下や地下水位の低下、水質の悪化などの問題により、地下水の利用が困難になるリスクへの備えが必要であるということなども考慮されなければならない。

本県の県央、東部（東毛）地域についてみると、同地域は上水道用水及び工業用水の水源として地下水依存率が高く、東毛工業用水道（昭和53年）による表流水の供給によっても地下水取水量の減少までには到らず、東部地域水道（平成9年）や県央第二水道（平成10年）による表流水の供給が開始されてから、東部地域での地盤沈下は沈静化してきてはいるが依然沈下は継続しており、また、両地域における地下水の水質の悪化等が懸念されているため、地下水から表流水への転換を図る必要がある。さらに、同地域では今後人口増や経済発展に伴う水需要が見込まれている。このようなことや頻発する渇水リスクを回避する必要性

などから、ハッ場ダム等の表流水への水源確保はなくてはならないものとなっている。

ハッ場ダムへの参画水量は、地方公営企業としての群馬県企業局が、関係受水市町村水道事業者の要望を踏まえて給水計画の検討を行いつつ（被告らの準備書面（1）の12ないし15頁参照）、県央第二水道（県央地域）、東部地域水道（東部地域）による関係水道事業者に対する水道用水供給事業及び東毛工業用水道（東部（東毛）地域）による工業用水道事業を営むための水源として確保しているものであり、既にハッ場ダムの完成を前提にして、暫定豊水水利権により、毎秒1.2立方メートル取得し（計画取水量の約51パーセント）、これを上水道用水として水道事業者（11市町村）に用水供給するとともに、工業用水として東毛地域の企業に供給し、産業活動に使用されている。

約30万立方メートル／日の水余りで「水源を手当しなければならない必要性は全く存在しない」などという原告らの主張は、到底認められるものではない。

（3）ウについて

争う。なお、原告らの挙げる数値については、引用の具体的な根拠が不明であるため、認否の限りではない。

「長期水需給計画」（昭和53年）、「全国総合水資源計画（ウォータープラン2000）」（昭和62年）及び「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」（平成11年）は、国土庁（現国土交通省）が全国ベースの長期的な水需給の見通しを示すとともに、水資源の開発、保全及び利用に関する基本的方向を明らかにするために策定したものである。

原告らのここでの主張は、全国的かつ長期的な将来の水需要の推計に対して一つの意見を述べたものに過ぎない。水資源の確保については、各地域ごとに水資源の開発、保全及び利用に関する長期的な水需要の見通しを行うとともに、異常洪水や長雨等の気象条件等を考慮した中長期的な河川流況への影響などへの対応も必要であり、さらに、今後の社会状況の変化についても不確定であることから、原告らが主張するように、単純に全国ベースのここ数年の実績値をもって群馬県

の長期的な水需要を評価すべきものではない。

(4) エについて

利根川水系全体で11の水資源開発施設が中止又は凍結されたことは認めるが、主張の趣旨を争う。

利根川水系全体での水資源開発は、利根川水系における水資源開発基本計画により計画的に行われてきているが、この計画に位置付けられた水資源開発施設について当該の事業に着手するか継続するか等は、その時点ごとに個別具体的に評価して決定されているものであり、そのため、水資源開発基本計画に位置付けられた施設であっても、奈良俣ダム等のように既に完成した施設もあれば、ハッ場ダム、湯西川ダム等のように必要性を認めて建設が進められている施設もあり、あるいは原告らが指摘するような中止又は凍結されている施設もあるのであって、中止等された水資源開発施設のみを列挙して、水資源開発基本計画に基づくハッ場ダム建設事業等の利根川水系における水資源開発施設を建設する根拠が失われたなどと言っても、意味がないのである。利根川流域の11の水資源開発施設が中止又は凍結されたということは、むしろ利根川水系における水資源開発に係る計画行政が正常な過程をとっていることを示すといえるのである。

なお、①国の直轄事業のうち、川古ダムの「4500万 m^3 」は「7500万立方メートル」が、印旛沼総合開発の「4469万 m^3 」は「4360万立方メートル」が正しく、江戸川総合開発事業は計画の見直しにより「710万 m^3 」から「240万立方メートル」に変更されており、「渡瀬遊水池」は「渡良瀬遊水池」が、「(栃木県・群馬県)」は「(栃木県)」が正しい。③国の補助を得て各県が行う事業のうち、東大戸川ダムの「864万 m^3 」は「901万立方メートル」が、倉渕ダムの「870万 m^3 」は「1080万立方メートル」が正しい。

また、倉渕ダムの「凍結」は「当分の間本体工事等残工事への着手を見合わせる」という趣旨であり、11ダムの計画上の有効貯水量（貯留量が正しい。）の合計「2億9853万 m^3 」は「3億2521万立方メートル」が、「3.3倍」は「約3.6倍」が正しい。

(5) オの①について

争う

利根川水系の既設ダムにおいては、それぞれの利水者がそれぞれの水需要に基づき参画しているものであり、ハッ場ダムにおいても、それぞれの利水者がそれぞれの水需要に基づき参画しているものである。したがって、ハッ場ダムの利水量（ハッ場ダムにおけるダム使用权設定予定者への都市用水の補給量）と既設ダムの洪水期利水容量（洪水期において流水の正常な機能の維持及び各種用水の補給等を確保するための容量）を比較して渇水対策の評価をしても、無意味である。なお、利水安全度（水需要に対して必要な水量を安定的に供給できる確実性をいう。）は利根川上流の既設ダムの利水容量の積み上げで向上してきており、ハッ場ダムの容量が加わることにより確実に向上する。

なお、「八木沢」は「矢木沢」が正しい。

(6) オの②について

争う。

「 $30.0 \text{ m}^3/\text{秒}$ （1日あたり259万 m^3 ）」は「最大 30.148 立方メートル/秒」が、「 $22.2 \text{ m}^3/\text{秒}$ （192万 $\text{m}^3/\text{日}$ ）」は、「 22.209 立方メートル/秒（約192万立方メートル/日）」が正しい。

発電用水は前橋市南方までにすべて利根川本流の自流として還元されるが、その一部については途中でいったん吾妻川に戻してから利根川に放流されるため、発電用水は全く独立した水流ではない。また、ハッ場ダムによる流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の開発に必要な水量を確保するため、これまで水力発電に使用されている吾妻川及び白砂川等の河川水の一部をハッ場ダムの貯水池に流入させることとしており、国（国土交通省）において、東京電力株式会社に対してこれに対応する補償を行うこととされている。したがって、ハッ場ダムに全く流れてこないものではない。

なお、原告らのいう暫定水利権は暫定豊水水利権をいうと思われるが、暫定

豊水水利権は、ダム事業の完成を前提に河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に限り取水できるという条件を付された水利権であり、水源が安定的に確保されていないが、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請される場合に暫定的に許可されるものであり、正規の安定的水利権に劣後するため、渇水時に取水できないことがあることは当然のことである。

18 5の(2)について

(1) アについて

認める。

ただし、「基本高水流量」は「基本高水のピーク流量」が、「1万6000 m³/秒」は「1万7000立方メートル/秒」が、八斗島の観測所は「1947（昭和22）年当時には存在しなかった」は「昭和22年9月のカスリン台風による洪水時には流量観測を行うことができなかった」が正しい。

なお、推定値15,000立方メートル/秒説というのは、昭和24年策定の利根川改修改訂計画の検討過程において、八斗島基準点の最大洪水流量を同基準点上流の3地点（上福島（利根川）、岩鼻（烏川）、岩泉（神流川））での既往洪水の資料や昭和22年9月洪水の流量観測結果等を基に、推算された数値の一つである。この数値は、その後、河川断面積の取り方、観測値の精査等の検討を行った結果毎秒16,850立方メートルと推定され、その結果を基に毎秒17,000立方メートルとされたものである。これらの検討過程を経て、昭和24年策定の利根川改修改訂計画では、基本高水のピーク流量を上記の毎秒17,000立方メートル（上流ダムで毎秒3,000立方メートルを調節、河道への配分流量を毎秒14,000立方メートルとする。）とし、これは、昭和40年に策定された利根川水系工事実施基本計画に引き継がれ、八斗島地点の基本高水のピーク流量を毎秒17,000立方メートルとしていた。

その後、昭和55年には、利根川流域の経済的、社会的発展に合わせて、利根川の出水特性の検討を行い、八斗島上流の河川整備の進展等を考慮して、同年12月19日に改定された利根川水系工事実施基本計画においては、八斗島地点に

における基本高水のピーク流量を毎秒22,000立方メートル（上流ダムで毎秒6,000立方メートルを調節、河道への配分流量を毎秒16,000立方メートルとする。）とされたものである。

(2) イについて

八斗島基準点の洪水流量は、カスリン台風後、キティ台風時10,500立方メートル/秒であったことを除けば10,000立方メートル/秒に届いたことがないこと、昭和26年（1951年）以降の最大流量が平成10年（1998年）の9,220立方メートル/秒であったことは認めるが、主張の趣旨を争う。

カスリン台風時は利根川の上流に当たる群馬県で浸水被害が生じているが、洪水流量毎秒16,850立方メートル（約17,000立方メートル）は、この時に八斗島地点より上流の3地点の流量から推定した洪水流量であり、上流の群馬県内で氾濫したことにより流量が低減された状態を前提とした流量である。したがって、これと八斗島上流における河川整備の進展等を考慮して定められた基本高水のピーク流量毎秒22,000立方メートルとを比較するのは適切ではない。

また、八斗島地点における基本高水のピーク流量毎秒22,000立方メートルは、河川管理者である建設大臣（当時）が、200分の1確率規模の洪水流量（200年に一度起こり得る計算上算出される河川の最大流量。利根川水系では、洪水防御対象地域の重要性等から200分の1とされている。）毎秒21,200立方メートルと昭和22年9月のカスリン台風時の実績降雨から算出した流量毎秒22,000立方メートルの双方を考慮し、平成9年法律69号による改正前の河川法16条に基づく河川審議会の意見を聴いて、昭和55年12月19日の利根川水系工事実施基本計画において定められているものであり、根拠のない架空の洪水流量ではない。

(3) ウについて

カスリン台風と同様な降雨が利根川流域にあった場合の八ッ場ダムの洪水調節

効果についてのシミュレーションにおいて、八ッ場ダム地点の最大流量が1, 240立方メートル/秒であり、その出現時刻が八斗島地点のピークに達する時間より12時間早いこと、カスリン台風と同様の降雨の場合には八斗島地点の最大洪水流量に対する低減効果はゼロに近いことは認めるが、その余は争う。

一般に河川の治水に関する計画は、降雨の地域分布や降り方のパターンが様々であるため、一つの降雨パターンで計画を立てるものではなく、様々な地域分布の降雨パターンを想定して策定されるものであり、我が国で最大の流域面積を有する利根川についても、河川管理者である国土交通大臣が、利根川上流域における様々な降雨パターンを想定して計画を策定している。

利根川の支流吾妻川に計画されている八ッ場ダムの洪水調節効果については、31の洪水時の降雨パターン（過去の実績降雨から降雨の地域的分布状況、時間的分布状況が把握できている一定期間における八斗島地点流域の平均3日雨量が100ミリメートル以上のときの降雨パターン）を基に超過確率200分1の降雨量（200年に一度起こり得る計算上算出される最大降雨量）の洪水調節効果を試算すると、最大で毎秒約1,500立方メートル、平均で（試算によって得られた31洪水時の洪水調節量の単純平均）毎秒約600立方メートルである（乙43号証）。

カスリン台風では、吾妻川流域の降雨量が他の流域に比べて少なかったため、その低減効果がゼロに近いが、他の降雨パターンでは上記のとおり効果が見込まれるのであり、カスリン台風と同様の降雨による計算結果のみで評価するのは適切ではない。

さらに、八ッ場ダムの計画されている利根川水系吾妻川は流域面積が約1,360平方キロメートルで、基準点八斗島の上流域約5,110平方キロメートルのほぼ4分の1を占めているが、吾妻川流域の洪水調節ができるのは八ッ場ダムのみである。しかも、八ッ場ダムの洪水調節容量は、利根川の既設ダムの中で最大であり、利根川上流の既設6ダムの洪水調節容量全体の約6割に相当する。そのため、八ッ場ダムは、他の既設ダムと相まって八斗島上流での効果的な洪水調節を可能とし、利根川水系全体の治水上の安全確保に寄与するものである。

したがって、「本件ダムが利根川の中流・下流の治水に貢献することはありえない」との主張は、到底認められるものではない。

(4) エについて

ハッ場ダムより上流にある3つの観測所（田代、応桑、小雨）が観測史上1日当たり最大の降雨量を観測したのは、昭和34年（1959年）8月13日であったこと（なお、応桑観測所「283.3mm」は「238.3ミリメートル」が正しい。）については認めるが、その余は争う。

「8,280m³/秒」は水位から流量を推定した値であって、観測された流量ではない。また、吾妻渓谷の洪水調節機能（河道貯留効果）については、河川工学の一般論として、河道は洪水の流路経路となるほか河道貯留効果もあるとされているが、下流の河川の状況を勘案したきめ細かいダム操作を行って放流量を調節するハッ場ダムの洪水調節機能を、吾妻渓谷の洪水調節機能で代替させるようなことは全くできない。

19 5の(3)について

争う。

(1) アについて

吾妻川は強酸性河川が流れ込むため、その主因である白砂川の支川湯川水系に石灰を投入して水質を中和する工場2か所（草津工場と香草工場）と中和生成物を生成・沈殿させる品木ダムが既に作られていることは認めるが、その余は否認する。

品木ダムは中和生成物を生成・沈殿させるためのものであり、管理をする国土交通省は、当該ダム機能の維持、回復を図るため浚渫を実施するとともに、新たな土捨場の整備、貯砂ダムの新設等を進めることとしており、品木ダムの貯水池が堆砂で満杯状態になり、ハッ場ダムが沈殿池の役割を果たすようになるというようなことはない。

なお、吾妻川のこの中和事業は、治水、農業、工業、生活環境等様々な効果を

発揮しており、「コンクリートや金属を腐食させるのを防止」することだけが目的ではない。

(2) イについて

八ッ場ダムの堆砂容量として100年分の1750万立方メートルの容量があること、下久保ダムの堆砂速度が計画を上回ってきていることは認めるが、その余は争う。

前述のとおり品木ダムの貯水池が堆砂で満杯状態になることはなく、また、当然のことながら八ッ場ダムにおいても適正なダム管理が行われるので、八ッ場ダムの治水、利水機能が失われるようなことはない。

なお、ダム貯水池への土砂の流入は地形、地質、気象等の条件によって異なり、実際の堆砂速度が計画を大幅に上回るのが一般的とはいえない(乙44号証)。

20 5の(4)について

(1) アについて

争う。

「7月から9月は満水位から28mも水位を落としてしまう」は「洪水期(7月1日から10月5日)には洪水期制限水位(常時満水位から最大約28メートル)まで貯水池の水位を下げて、洪水に備える」が正しい。また、洪水期制限水位まで水位を低下した時のダムサイト地点での水深は約100メートルであり、「底の方にしか水がたまっていない状態」というのは適切ではない。

藻類が異常増殖し水質が悪化すると主張するが、将来の貯水池流入地点における吾妻川の水質は、藻類が捕捉できる溶解性無機態リンの濃度が低いことから、藻類の異常増殖発生の可能性は少ないと考えられる。

品木ダムは、前述のとおり、ダム機能の維持、回復を図るため浚渫を実施しており、新たな土捨場の整備、貯砂ダム新設等を進めることとしているので、品木ダムの貯水池が堆砂によって満杯状態になるようなことはない。

なお、八ッ場ダムの建設に伴い、群馬県は、新たに誕生するダムの貯水池を新

たな観光資源の一つとして位置付け、その点も考慮した生活再建、地域づくりを進める予定であり、「ハッ場ダム湖は観光資源としての魅力はゼロである」との指摘は当たらない。

(2) イについて

否認又は争う。

川原湯温泉街は水没を余儀なくされるため、周辺の代替地に移転し、新たな温泉街として再建されることになっている。新しい代替地は、群馬県が関係住民と話し合った結果、水没地区住民がコミュニティを可能な限り保ちつつ、移転可能な方法である「現地再建方式」(ずり上がり方式)で合意し、選定されたものである。新しい代替地は、落葉広葉樹林の自然豊かな山が背後に控え、対岸の川原畑や周辺の山々のよく見渡せる眺望の良い地域であり、自然景観と調和した温泉街が形成されることとなっている。なお、現在、川原湯温泉の源泉は2か所あり、ハッ場ダムの完成後において、これら2か所のうち1か所は水没しないため継続して利用することが可能であり、もう1か所についても引き続き源泉として利用できるよう国土交通省が検討中である。

(3) ウについて

シーティング節理(上に載っていた岩が除かれたことによる圧力の解放や風化に伴って生じる地表面におおむね平行な割れ目)については、建設省(現国土交通省)の現地調査により、吾妻川河床の上方にその存在が認められるが、河床から下方には、これまでのボーリング調査や透水試験の結果からダムの基礎岩盤の対象となる範囲に問題となるようなものは存在しない。また、国土交通省はダム建設の工法上シーティング節理等透水性の高い箇所が残れば、その遮水性の確保については技術的に対応可能(遮水剤の注入等)であるとしており、問題はない。

「建設省河川砂防技術基準(案)」において、「ダムの基礎地盤は、堤体から伝達される荷重に対して安全であるとともに、貯水池からの浸透流に対して所要の遮断性を有するよう設計するものとする」(同基準(案)第4節の4.1「基礎

地盤の設計の基本」とされていることは認めるが、「同基準（案）解説」の透水性の許容基準（ルジオン値）は地盤改良後の値であり、改良前の岩盤の透水性を評価するものではなく、原告らの主張は的はずれな主張である。

なお、昭和45年6月10日の衆議院地方行政委員会においては、昭和45年までの調査結果により、吾妻溪谷の上流側及び下流側の2つのダムサイト候補地のうち上流側の候補地でのダム建設は技術的な問題があるとしていたが、文化庁と協議した結果、名勝吾妻峡を保全するため、昭和61年7月に策定された八ッ場ダム建設に関する基本計画において、ダムサイトの位置を上流側と決定したものである。この建設位置の決定は、建設省（現国土交通省）の詳細な地質調査結果に基づいたものであるが、同省は上流側にダムサイトの位置を決定しても技術的に対応は可能であるとしており、問題はない。

また、国土交通省は、遮水剤を注入する対策工事については、「グラウチング技術指針（案）」（国土交通省監修）に基づいて施工を行うこととしている。この工事は、他のダムでも実績が認められている確実な遮水対策である。

地すべりの危険性については、建設省（現国土交通省）は、地質や地すべりの専門家からなる「八ッ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会」を設けて、貯水池周辺の地すべりや地質についての調査・検討を実施してきており、その結果、貯水池周辺の3か所において地すべり対策が必要と判断され、今後対策工事を実施し、必要な安全性を確保することとしている。また、今後ダム貯水池の湛水に当たっても、事前に貯水池全域を対象に再検討を行い、上記委員会の意見を聴きながら、必要な箇所での動態観測等を実施することとしており、十分な安全確保が図られるものである。

21 5の（5）、（6）及び（7）について

争う。

22 5の（8）について

争う。

(1) アについて

法律の規定として認める。

(2) イについて

争う。

ハッ場ダム建設事業の目的の一つに、「流水の正常な機能の維持」が掲げられており、吾妻川（名勝吾妻峡）の流況改善による景観美保全のため維持流量を確保することとしている。また、吾妻渓谷の名勝地保全のため、文化庁とも協議し、昭和48年にダムサイトの位置を600メートル上流に移動し全体の約4分の3を残すこととし、さらに、環境改変が極力少なくなるように施設配置、工法などに配慮することとしている。したがって、河川法1条に定められた「河川環境の整備と保全」の趣旨に沿った事業内容となっており、原告らの同法1条に違反するとの主張は、到底認められるものではない。

なお、下久保ダムについては、当初見込まれていなかった下流河川の維持流量が確保されるとともに、三波石峡の景観復元を目的とした土砂供給試験が行われ、その効果が確認されているところである（乙45号証）。

23 6について

認める。

24 7について

争う。

ハッ場ダムは、国土交通省が事業主体となって利根川水系吾妻川の吾妻郡長野原町に建設されるものであるが、本県を流れる利根川の洪水被害を軽減し、河川環境の改善や名勝吾妻峡の景観保全を図るとともに、県央地域及び東部地域の県民が生活を営む上で必要な水道用水並びに東部（東毛）地域の工業用水を確保するために、必要不可欠な施設であり、本県としては、同ダム建設事業の推進を図る必要があるものである。